



ふれあいネットワーク情報

《H29年3月1日 発行：郡山市》(要回覧 **お知らせ**)

1. 市民課「臨時窓口」開設のお知らせ

〈開設日〉 平成29年3月25日(土)～4月2日(日)

〈開設時間〉 【平日夜間】 午後5時15分～午後7時

【土・日曜日】 午前9時～午後5時

〈場 所〉 市民課 (郡山市役所西庁舎1階)

市民課が臨時窓口を開設している時間帯は、郡山市民サービスセンター(郡山駅前ビッグアイ6階)においても各種届出の受付を行います。

《開所時間：月曜日を除く午前10時～午後7時まで》

〈取扱業務〉

【市民課関係】 ※他市町村に本籍・住所がある方は、お預かりとなる場合があります。

- 住民異動届(転入届・転出届・転居届など)の受付
- 住民票関係証明書・印鑑登録証明書・戸籍関係証明書の交付
- 所得・課税証明書・納税証明書(車検に係る軽自動車税納税証明書を除く)の交付
- 印鑑登録の受付 ■戸籍届(婚姻届・出生届など)の受付

【住民異動に関連する事務】

- 国民健康保険の加入・喪失届 ■国民年金加入・喪失届
- 児童手当の認定申請・消滅届 ■こども医療費受給資格登録申請
- 転入学指定通知書・転学通知書の交付

臨時窓口では、届出の種類により受付できない場合や再度お越しいただく場合がありますので、市ウェブサイトをご覧ください。

この時期、平日の日中は窓口が大変混雑しますので、臨時窓口をぜひ御利用ください。

【この件に関するお問合せ先】 市民課 TEL 924-2131



郡山市はセーフコミュニティに取り組んでいます

【編集／発行】 郡山市 市民・NPO活動推進課
TEL 924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイトおよび郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っておりますので、併せてご確認ください。